

【宅地等の復旧】

支援策の名称	38 宅地防災工事資金融資				
支援の種類	融資				
支援の内容	●災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出されます。 ●改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置(旧擁壁の除去を含みます。)の工事のための費用を融資します。 <table border="1"> <tr> <td>融資限度額</td><td>1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>15年以内</td></tr> </table> ※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。	融資限度額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額	償還期間	15年以内
融資限度額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額				
償還期間	15年以内				
活用できる方	●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方が対象です。				
お問合せ先	住宅金融支援機構 0120-086-353、048-615-0420				

【被災地での健康を守るための口メモ】

●慢性疾患の方へ

慢性疾患の中には、治療の継続が特に欠かせない病気があります。
人工透析を必要とする慢性腎不全、インスリンを必要とする糖尿病等の方は、治療の継続が必須ですので、今すぐ医療機関を受診できるよう相談してください。
高血圧、喘息、てんかん、統合失調症等の慢性疾患の方も、治療を中断すると、病気が悪化する恐れがあるので、医師・保健師・看護士等に相談してください。
なお、被災者が健康保険証を持っていない場合も、医療機関の受診は可能です。